



令和7年11月25日

新宿区長

吉 住 健 一 様

新宿区特別職報酬等審議会

会 長 稲 継 裕 昭

新宿区特別職の報酬等の改定について（答申）

令和7年11月25日付け7新総総総第3525号により諮問が  
あった標記の件について、別紙のとおり答申します。

## 特別職報酬等審議会委員

|         |   |   |   |    |   |
|---------|---|---|---|----|---|
| 会       | 長 | 稲 | 継 | 裕  | 昭 |
| 会長職務代理者 |   | 渡 | 辺 | 芳  | 子 |
| 委       | 員 | 井 | 土 | 厚  |   |
| 委       | 員 | 井 | 元 | 毅  |   |
| 委       | 員 | 大 | 崎 | 秀  | 夫 |
| 委       | 員 | 桑 | 原 | 公  | 平 |
| 委       | 員 | 佐 | 藤 | 光  | 子 |
| 委       | 員 | 鈴 | 木 | ゆき | え |
| 委       | 員 | 松 | 川 | 英  | 夫 |
| 委       | 員 | 六 | 田 | 文  | 秀 |

## 答 申

新宿区特別職報酬等審議会は、令和7年11月25日、区長等の給料の額及び議員等の報酬の額、並びに特別職の期末手当の改定について、新宿区長から諮問を受けた。

本審議会では、各委員が区民の代表としての自覚のもと、区民の信頼に応えるよう公正かつ公平な立場に立って、区政を取り巻く社会経済情勢や、国、他自治体との均衡、また、一般職員との均衡を考慮しながら審議を行った。

政府の月例経済報告では、「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である」としている。加えて、「物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている」などと述べられている。

区の財政状況を見てみると、令和6年度決算は、財政調整基金を80億円取り崩すとともに、実質単年度収支は2年連続の赤字となり、財政調整基金残高は、5年度末の327億円から、6年度末では271億円となり56億円の減となった。また、財政の弾力性を示す経常収支比率は、前年度から2.8ポイント増加し、82.8%となり、依然として適正水準を上回っている。

一方、近年、物価の高騰が続く中、社会全体での賃上げの機運が高まっている。賃金の引き上げは、生活の安定を確保するとともに、消費の拡大を通じて経済の好循環を生み出すうえで、極めて重要であり、構造的にも望ましい動きである。

こうした情勢の中、一般職員の給与改定について、本年の特別区人事委員会勧告では、月例給及び特別給の公民較差を解消するため、月例給は3.80%の増額、特別給は年間の支給月数を0.05月引き上げる内容となっている。労使協議の結果、月例給は令和7年4月1日に遡って適用され、特別給は令和7年12月期に支給する分から実施される予定である。

特別職の報酬は、その職務内容や社会的責任の重さ、区政を取り巻く社会経済情勢、他団体及び一般職員との均衡を考慮するとともに、区民の理解が得られるものでなければならない。景気回復の中、物価高騰に見合った賃金確保や、一般職員の給与について特別区人事委員会から増額の勧告が出ていること等を勘案

すると、特別職も一般職員と同様の増額措置を講ずることが妥当であると判断する。

ついては、特別職の月額報酬等を、別表のとおり令和8年1月1日から3.80%相当増額し、特別職に係る特別給の年間支給月数を令和7年12月期に支給する分から0.05月引き上げることが妥当であると考える。

最後に、区長や議員等の特別職におかれては、区民の信頼と負託に応えるべく、区民の視点・生活者の視点から区政の課題を捉え、基本構想に掲げる『『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち』の実現に向け、区民福祉の一層の向上に取り組まれることを要望するものである。

(別 表)

1 区長、副区長、教育長、常勤の監査委員の給料月額

| 区 分                | 改定額 (円)         | 現行額 (円)         |
|--------------------|-----------------|-----------------|
| 区 長                | 1, 2 5 2, 0 0 0 | 1, 2 0 6, 0 0 0 |
| 副 区 長              | 1, 0 0 4, 0 0 0 | 9 6 7, 0 0 0    |
| 教 育 長              | 9 2 1, 0 0 0    | 8 8 7, 0 0 0    |
| 常勤の監査委員<br>(識見・代表) | 7 7 0, 0 0 0    | 7 4 2, 0 0 0    |
| 常勤の監査委員<br>(識見)    | 7 4 8, 0 0 0    | 7 2 1, 0 0 0    |

※改定額算定の結果、5 0 0 円未満の部分については切り捨て、5 0 0 円以上の部分については切り上げを行っている。

2 議会の議員の議員報酬月額

| 区 分   | 改定額 (円)         | 現行額 (円)      |
|-------|-----------------|--------------|
| 議 長   | 1, 0 1 2, 0 0 0 | 9 7 5, 0 0 0 |
| 副 議 長 | 8 6 4, 0 0 0    | 8 3 2, 0 0 0 |
| 委 員 長 | 7 1 1, 0 0 0    | 6 8 5, 0 0 0 |
| 副委員長  | 6 7 9, 0 0 0    | 6 5 4, 0 0 0 |
| 議 員   | 6 6 1, 0 0 0    | 6 3 7, 0 0 0 |

※改定額算定の結果、5 0 0 円未満の部分については切り捨て、5 0 0 円以上の部分については切り上げを行っている。

### 3 教育委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬月額

| 区 分                 | 改定額 (円) | 現行額 (円) |
|---------------------|---------|---------|
| 教育委員会<br>教育長職務代理者   | 281,000 | 271,000 |
| 教育委員会<br>委 員        | 265,000 | 255,000 |
| 非常勤の監査委員<br>(識見・代表) | 352,000 | 339,000 |
| 非常勤の監査委員<br>(識見)    | 330,000 | 318,000 |
| 非常勤の監査委員<br>(議会選出)  | 202,000 | 195,000 |

※改定額算定の結果、500円未満の部分については切り捨て、500円以上の部分については切り上げを行っている。

### 4 選挙管理委員会の委員の報酬日額

| 区 分              | 改定額 (円) | 現行額 (円) |
|------------------|---------|---------|
| 選挙管理委員会<br>委 員 長 | 37,000  | 36,000  |
| 選挙管理委員<br>委 員    | 32,000  | 31,000  |
| 選挙管理委員<br>補 充 員  | 32,000  | 31,000  |

※改定額算定の結果、500円未満の部分については切り捨て、500円以上の部分については切り上げを行っている。

### 5 区長、副区長、教育長、常勤の監査委員及び議会の議員の期末手当の年間支給月数

| 区 分  | 現行    | 改定後   | 改定内容  |
|------|-------|-------|-------|
| 期末手当 | 3.30月 | 3.35月 | 0.05月 |

### 6 改定の実施時期

1～4については、令和8年1月1日から

5については、令和7年12月期に支給する分から